住民課・税務課の一部窓口　毎週木曜日は午後8時までご利用できます
問合せ　▶住民課　TEL 557―7548　▶税務課　TEL 557―7519

INFORMATION インフォメーション

税

非自発的失業者の国民健康保険税軽減について

倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた方の国民健康保険税が軽減されます。

対　象

①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）

②雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）

※離職日の時点で65歳未満であって、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当される方

※高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。

軽減額の計算

国民健康保険税は、前年の所得により算定されます。軽減は、前年の給与所得を30％とみなして計算します。

軽減期間

離職日の翌日から翌年末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れてもさかのぼって軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると軽減が終了します。

軽減を受けるには届出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ　住民課　TEL 557―7578

固定資産税の軽減措置

次に挙げるものについては固定資産税の減額措置が受けられます。

▼既存住宅を耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修した場合

▼長期優良住宅を新築した場合

条件などの詳しい内容については、お問い合わせください。

問合せ　税務課　TEL 557―7528

納税には便利な口座振替を

口座振替は役場や金融機関に行かずに、税金を納めることができるものです。納期がきたら指定された口座から税金が引き落としされますので、納め忘れの心配もありません。

通帳、届出印、納税通知書（ある場合）を希望される金融機関にご持参の上、お申し込みください。なお、口座振替依頼書は町内金融機関に備え付けています。町外の金融機関を希望の方は郵送します。

口座振替開始までの事務処理には日数がかかりますので、口座振替開始の1カ月前までに申し込んでください。

郵便局は2カ月前となります。申込後でも手続きが完了するまでは、納付書によりお支払いいただく場合があります。

口座振替のできる金融機関

西多摩農業協同組合、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、東京都民銀行、大東京信用組合、東京都信用農業協同組合連合会およびその他農業協同組合、ゆうちょ銀行

【注意点】

①納期限を過ぎた税は引き落としができません。

②領収書は発行されませんので預金通帳で確認してください。

③納期の前に通帳残高の確認をしてください。

今月の納期

◎固定資産税・都市計画税…第1期

◎軽自動車税…平成24年度分納期は5月31日㈭です。

問合せ　税務課　TEL 557―7529

ご寄付　各町立小学校へ

防犯ホイッスル330個…
読売センター瑞穂・西瑞穂　様

町へ

20万円、テント1張り…
青梅信用金庫　様

問合せ　総務課　TEL 557―0531

不用品交換

交渉は当事者間で

※費用が掛かるものがあります

ゆずります

▶犬小屋（新品）　▶マタニティウエア（S～M）　▶ベビーバス
▶ロデオボーイ（健康器具）
▶倉庫（2畳程度）　▶ミシン
▶ベビー服（新生児用肌着）
▶ランドセル（黒）

ゆずってください

▶自転車　▶おもちゃ（幼児用）
▶ベビー服（女子用90センチ位）
▶CDデッキ

問合せ　産業課　TEL 557―7633

つけましたか？　住宅用火災警報器　全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災を早期に発見することで初期消火や通報などの行動が早まり、近隣への延焼被害も軽減されます。大切な家族や財産を守るため、一日も早く設置しましょう。
問合せ　福生消防署 警防課　TEL 552―0119

④一括納税を希望される場合は納税通知書で納付してください。

問合せ　税務課　TEL 557―7529

建物の新築・増築および取り壊しについて

建物を新築・増築したり、取り壊しをした場合には税務課資産税係までご連絡ください。

問合せ　税務課　TEL 557―7528

年金

平成24年度の年金額について

現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引き下げの年（現在は平成22年の物価が基準）よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとしています。

平成23年の物価は、基準となる平成22年の物価と比較してマイナス0・3％となったことから、平成24年度の年金額は0・3％の引き下げとなります（4月分が支払われる6月の支払いから、額が変わります）。

▼老齢基礎年金額（年額）
78万6500円

▼障害基礎年金（年額）
一級　98万3100円
二級　78万6500円

▼遺族基礎年金（年額）
78万6500円

▼遺族基礎年金の子の加算額（年額）
第1子および第2子　22万6300円
第3子以降　7万5400円

問合せ
▼住民課　TEL 557―7578
▼青梅年金事務所　TEL 0428（30）3410

お知らせ

6月1日は人権擁護委員の日

町では人権擁護委員による定例の「人権身の上相談」を毎月第3木曜日に開設していますが、「人権擁護委員の日」にちなみ、特設相談日を設けます。

相談に関する秘密は厳守されますのでお気軽にご相談ください。相談は無料です。

日　時　6月1日㈮
午前9時30分～正午
午後1時30分～4時

場　所　町民会館1階会議室

人権擁護委員
原島 房子 さん
加藤 春男 さん

問合せ　総務課　TEL 557―0531

憲法週間行事 講演と映画の集い

日　時　5月7日㈪
午後1時30分～5時

場　所　ルネこだいら（小平市美園町1―8―5）

▼講演
相田 一人さん（相田みつを美術館館長）
「ふるさとをください」（日本語字幕、副音声付き）

▼映画
「ふるさとをください」

費　用　無料（先着順）

※託児室（要予約）、手話通訳、要約筆記あり。

問合せ　東京都総務局人権部　TEL 03（5388）2588

ストップ！不法電波

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動および不法無線局の取り締まりを強化します。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなで守りましょう。

問合せ　関東総合通信局
▼不法無線局による混信・妨害　TEL 03（6238）1939
▼テレビ・ラジオの受信障害　TEL 03（6238）1945
▼地上デジタル放送の受信相談　TEL 03（6238）1944

猫を飼っている方へお願い

猫を飼うときは、「屋内飼育」「不妊・去勢手術の実施」「身元の表示」の3つのマナーがあります。

猫を屋外で飼うことは、交通事故、感染症、猫同士のけんかなど、猫自身への危険だけでなく、近隣への迷惑になってしまいます。

人と猫がともに暮らすために、その環境にふさわしい飼い方をしましょう。

問合せ　環境課　TEL 557―0544

地価公示価格が閲覧できます

地価公示価格とは地価公示法に基づき、国土交通省の土地鑑定委員会が標準地を選定し、1月1日時点の価格を判定して、一般の土地の取引価格の指標等として公表するもので、昭和45年以降毎年実施しています。

平成24年の都内の公示価格は、区市町村の担当窓口か東京都のホームページで閲覧できます。

問合せ
▼東京都財務局　TEL 03（5388）2736
▼都市計画課　TEL 557―0599